

住宅改修補助金交付事業のご案内（一般住宅）

～置戸町役場企画財政課からのお知らせ～

この事業は、町民のみなさんが安全・安心で快適に暮らすため、住宅改修工事費用の一部を助成し、地域の活性化を図ることを目的に実施します。

1 助成

- (1) 補助金の額は、改修工事費用（消費税除く）の20%以内で50万円を限度とし、千円未満は切り捨てます。
- (2) 改修工事の際し、工事の契約業者が町外業者の場合は（1）で定めた補助金の4/5とし、町内業者と町外業者の双方と契約する場合は、改修工事費用総額の1/2以上を町外業者が占めたとき（1）で定めた補助金の4/5とします。補助金は改修工事費用を全額支払った時に、指定口座へ振込みます。

2 補助の対象及び住宅

- (1) 改修工事に要する費用の合計（消費税除く）が30万円以上であること。
- (2) 家屋課税台帳に住宅として登載されていること。
- (3) 町内に住所を有し、町内に住宅を所有しているか借用（所有者の承諾書が必要）している個人又は法人、及び今後町内に住所を移そうとする個人。
- (4) 町税等、町に対する債務の履行を遅滞していないこと。
- (5) 同一住宅において、過去10年の間に、町の空き家等改修補助金及びこの住宅改修補助金を受けていないこと。
- (6) 町内に存在し、建築後5年以上を経過している住宅であること。
- (7) 店舗又は事務所併用住宅にあっては、居住部分のみを対象とし、賃貸住宅、共同住宅、寮など複数の居住者が同一住宅内に居住する場合は、同一住宅1棟を対象とします。
- (8) 過去10年の間に、置戸町から資金として補助金、交付金等の交付を受けたことがある場合や受けようとする場合は、その対象となった工事は補助金を受けられません。

（裏に続く）

3 対象となる工事

- (1) 住宅部分の床面積を増床するための増築工事
- (2) 住宅部分を改めて建築する改築工事
- (3) 住宅の耐久性を高めるため、安全上や防災上のため、居住性や衛生上必要などの理由により行う修繕工事
- (4) 除雪軽減のために行う外構工事
- (5) 環境負荷低減につながる工事等（LED照明器具設置費用を含む）
- (6) 住宅に係わる設備機器で工事を伴う場合（例として給湯用ボイラー、暖房用ボイラー、風呂釜、浴槽、ユニットバス、換気扇、流し台シンク、洗面台、システムキッチンなど）

4 対象とならない工事

- (1) 家具や電化製品などの住宅用備品（例としてエアコン、灯油ストーブ、FF式ストーブ、扇風機など）
- (2) 倉庫・自動車車庫等の修繕
- (3) 門柵、塀だけの新設や改修
- (4) その他（本制度に不適な事業）

5 事業の流れ

- (1) 申請 住宅改修補助金交付申請書と必要書類の提出
- (2) 受理 審査後、補助金交付申請受理書を送付します。
（受理日前の工事は認めません。）
- (3) 工事 完成後速やかに工事完了届と必要書類を提出
- (4) 交付 確認後、交付決定し、指定口座に振込みます。

◎ 申し込み及び問い合わせ

企画財政課 企画係（役場庁舎2階）

TEL 0157-52-3312

